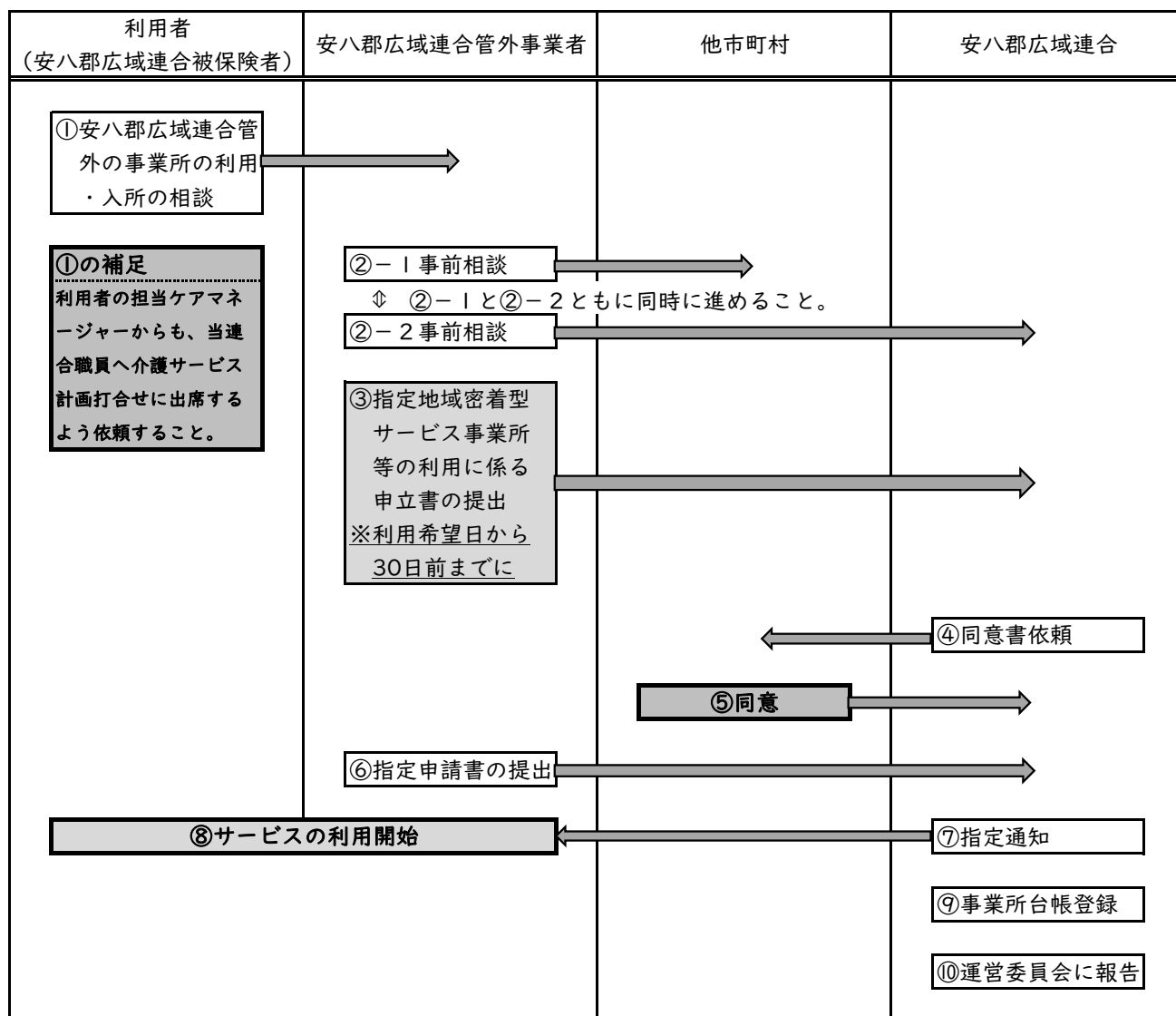


I 安八郡広域連合管外の事業所を安八郡広域連合が指定する場合
(安八郡広域連合の被保険者が利用の場合)のフロー図

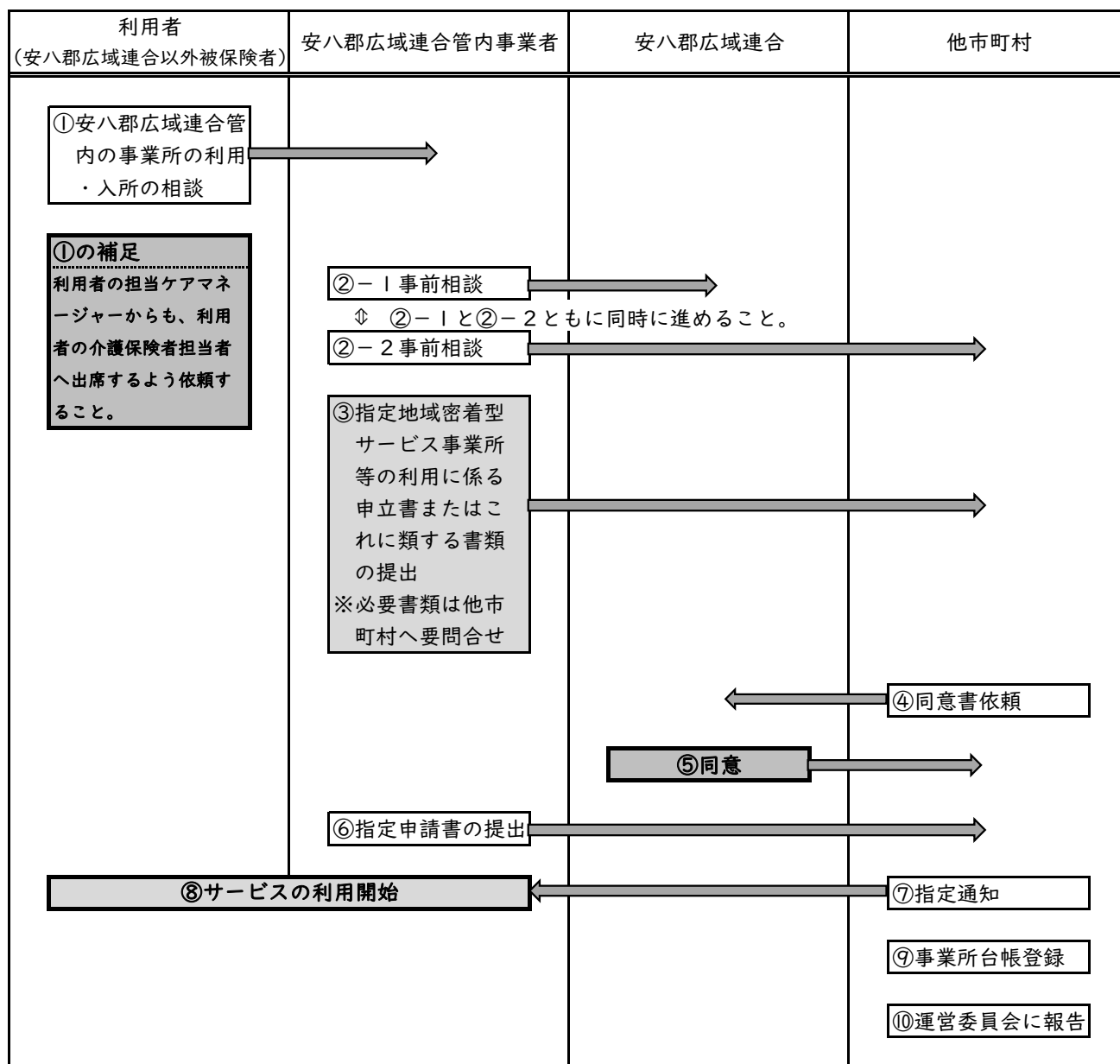


<安八郡広域連合の同意を求める基準>

1. 利用希望の被保険者が、次の要件をすべて満たしていること。
 - (1) 安八郡広域連合管内に住民基本台帳が記載されており、かつ、居所も管内であること。
 - (2) 要介護、又は要支援認定を受けている、もしくは受ける予定であること。
 - (3) 当連合の担当者出席の元、対象者の介護サービス計画打合せで、管外事業所を利用することが適切であることの見解で一致していること。
 - (4) 管外事業所の定員に空きがあり、かつ、利用希望の被保険者の受け入れが可能であること。
2. 1. の要件をすべて満たしており、かつ、次の基準のいずれかを満たしていること。
 - (1) 利用希望の被保険者が必要とするサービス種類又はサービスを提供できる事業所が管内にないこと。
 - (2) 管外事業所の所在地が管内の隣接する市町村である場合で、管内事業所の利用定員に空きがないこと。
 - (3) 災害、不慮の事故、虐待又はストーカーのいずれかによる理由によって、一時的に住民票を移さずに管外に居住する必要があること。

◎他市町村の同意基準については、他市町村へお問い合わせください。

Ⅱ 安八郡広域連合管内の事業所を他市町村が指定する場合
(安八郡広域連合以外の被保険者が利用の場合)のフロー図



<安八郡広域連合の同意をする基準>

- 利用希望の被保険者が、次の要件をすべて満たしていること。
 - 管外に住民基本台帳が記載されており、かつ、居所も同一管外で、隣接市町村であること。
 - 要介護、又は要支援認定を受けている、もしくは受ける予定であること。
 - 被保険者の介護保険者の担当者出席の元、対象者の介護サービス計画打合せで、管内事業所を利用することが適当であることの見解で一致していること。
 - 利用希望事業所の定員に空きがあり、かつ、その事業所の定数が全体の2割未満であること。
ただし、サービスの種類のうち、地域密着型通所介護を除く。
1. の要件をすべて満たしており、かつ、次の基準のいずれかを満たしていること。
 - 他の市町村による管内事業所を指定する方針が確実と認められ、また、利用希望の被保険者が必要とするサービス種類、又はサービスを提供できる事業所が対象者の加入している介護保険者になく、かつ、
 - 災害、不慮の事故、虐待又はストーカーのいずれかによる理由によって、一時的に住民票を移さずに管内に居住する必要があること。

◎他市町村の同意基準については、他市町村へお問い合わせください。